

7月7日(月)、指定都市市長会が開催する 「第62回指定都市市長会議」に福田市長が出席しました

1 開催日

令和7年7月7日(月)

2 開催場所

都市センターホテル(東京都千代田区平河町2丁目4番1号)

3 採択した国への要請・提言等

- (1) 地方創生の更なる推進に向けた地方拠点強化税制の見直しに関する指定都市市長会要請
- (2) 地方消費者行政の充実・強化についての指定都市市長会要請
- (3) 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた指定都市市長会提言
- (4) 人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言 ※本市提案
- (5) 次期地方制度調査会における調査審議に関する指定都市市長会要請 ※本市提案
- (6) 乳児等通園支援事業の円滑な推進に向けた指定都市市長会要請 ※本市提案
- (7) 障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関する指定都市市長会提言
- (8) 都市再生の推進に関する指定都市市長会要請
- (9) 医療的ケアが必要な方や強度行動障害を有する方の家族の支援に関する指定都市市長会提言
- (10) 体育館空調設備に係る空調設備整備臨時特例交付金の拡充及び緊急防災・減災事業債の延長等に関する指定都市市長会要請
- (11) 迅速な給付の実現に向けた指定都市市長会緊急要請

※ 詳細は、別添資料を御覧ください。

※ 提言文・要請文の日付が空欄になっていますが、要請活動当日の日付を記載して省庁等へ提出する予定です。

問合せ先
川崎市総務企画局都市政策部
広域行政担当 すえしげ 末繁
電話 044-200-0057

地方創生の更なる推進に向けた 地方拠点強化税制の見直しに関する指定都市市長会要請

令和7年6月に閣議決定された『地方創生2.0基本構想』の中では、急速な人口減少や東京一極集中により、地域の様々な分野で人材の不足などが生じ、地域コミュニティや地域経済の持続可能性に悪影響を与えていることや、若者や女性の地方離れが進行していることなどが示された。これに対して、地域の主体的な取組等をより強力に後押しし、地方起点の課題に対する規制改革や諸制度の見直しなどに取り組むことが国の役割とされたほか、東京一極集中の是正に向けた人や企業の地方分散を図ることとされたところである。

全国の資本金10億円以上の大企業のうち半数以上が東京都に集中しており、地方法人二税における人口1人当たりの税収額が全国平均の2倍以上となるなど、税源の偏在が顕著となっている。この結果、本来、居住地域にとらわれず等しく提供されるべき子育て、教育、福祉といった分野において、行政サービスの地域差が浮き彫りとなっており、財政力豊かな東京都とそれ以外の地域との格差が拡大している。指定都市においても人口減少局面を迎えている中、東京都は昨年1年間で9万人以上の人口増となるなど、今後も東京都への一極集中とともに、指定都市を含めた地域の衰退が更に進むことが強く懸念されており、こうした中においても、指定都市が、圏域全体の活性化や発展をけん引していく役割を担うことが求められる。

平成27年に創設された地方拠点強化税制は、これまで税額控除の拡充や適用要件の緩和により、地方における質の高い雇用の場の創出や地方への人の流れを生み出すために活用されてきた。しかしながら、本制度の支援措置の認定を受けた事業件数の実績は目標値を下回っており、令和7年4月末時点で移転型の実績は74件に留まるなど、東京からの移転を検討する企業に十分に活用されていない状況もある。本制度を有効活用するためには、要件緩和や企業メリットの拡充等、更なる制度の拡充が求められる。

ついては、指定都市が若者・女性にも選ばれる地方、高齢者も含め誰もが安心して住み続けられる地方を構築し、地方創生を力強く牽引するため、指定都市市長会として下記のとおり要請する。

記

- 1 令和8年3月31日までの適用期限を延長すること。また、本社機能の移転や拡充には、構想から実現まで相当程度の期間を要することから、延長にあたっては、企業における長期的な検討が可能となるよう、制度の恒久化を含め検討すること。
- 2 首都圏も含め、イノベーションを誘発する拠点としての機能など、指定都市が果たす多様な役割を踏まえ対象地域を見直し、移転型及び拡充型のいずれも、三大都市圏の全域を優遇措置の対象とすること。
- 3 移転型では、東京23区からの転勤者に係る過半数要件を緩和するとともに、インセンティブの拡充や周知の強化を図ること。

また、拡充型では、本社機能業務に従事する従業員数について、増加だけでなく、維持も対象とするなど認定要件を緩和すること。

- 4 オフィス減税の対象施設は新設、増設又は新築の購入により取得した建物等に限
定されているが、オフィスビルの賃借によって本社機能に移転する事例が非常に多
いことから、賃借の場合においても十分なインセンティブとなるようオフィス減税
の拡充を行うこと。また、税制優遇の上限額の引き上げや同一事業年度における「オ
フィス減税」と「雇用促進税制」の併用を可能とすること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

地方消費者行政の充実・強化についての指定都市市長会要請

現在、消費者を取り巻く環境は、デジタル化の進展・電子商取引の拡大・取引のグローバル化や高齢化の進行、成年年齢の引き下げなどにより、急速に変化しており、消費者問題も、突然自宅を訪問し、不安をあおるなどして高額な工事契約を締結させる点検商法や、SNSやキャッシュレス化の進展に伴うトラブルなど、複雑化・多様化・巧妙化している。また、令和7年版消費者白書によると、令和6年1年間の消費者被害・トラブルの推計件数は約1,940万件、推計被害額は過去最高の約9.0兆円となっている。

総人口の2割以上に相当する2千7百万人以上が居住し、産業が集積している指定都市においては、その人口規模等からも消費生活センターへの相談が集中しやすく、令和6年度地方消費者行政の現況調査では、令和4年度から5年度にかけて都道府県や市区町村等の相談受付件数が減少するなか、指定都市のみが1,570件増加している。

消費生活センターの基盤を支えている消費生活相談員（以下「相談員」という。）には、高度な専門性と広い対応力、継続的な研鑽などが求められるが、高い要求水準に見合った待遇となっていないことなどから、担い手の確保が困難な状況が続いており、高齢化も進む中で持続可能な相談体制を構築するためには、担い手を確保するための国の取組を拡充していく必要がある。

また、今後も継続される地方消費者行政強化交付金の強化事業は、交付対象事業が限定的であることに加え、対象は、新規性を含む単年度事業に限られており、長期的な視点に立った人材育成や体制整備などには活用できない。

このような状況において、地方消費者行政強化交付金の推進事業（以下「推進事業」という。）の終了は、相談体制の維持や消費者教育の推進を妨げ、人員不足が常態化している相談員の確保・育成を困難にするほか、消費者被害の拡大や相談対応の水準低下が強く懸念される。

令和7年3月に閣議決定された第5期「消費者基本計画」の中では、「推進事業の活用期限が到来する中、地域の実情に応じて適切に対応できるよう、支援のあり方を見直す」旨の記載があり、さらに、6月13日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2025においては「地方消費者行政を強化するため、地域見守り活動の活性化や消費生活相談員の人材確保・育成に資するよう地方消費者行政強化交付金を見直す。」と明記されていることから、国は、各地方自治体の実情や財政状況を踏まえ、より具体的かつ恒久的な対策を早急に示す必要がある。

また、令和8年度の消費生活相談のデジタル化に向けて地方自治体で準備を進めているが、システムの運用には保守管理費等のランニングコストが必要であり、国による継続的かつ十分な財政支援が不可欠である。

以上を踏まえ、下記のとおり要請する。

記

- 1 安全・安心で豊かな消費生活の実現を目指し、地方消費者行政を安定的に推進していくためには、国による継続的な財政支援が不可欠である。推進事業の終了が地方消費者行政の縮小・後退を招かないよう、令和8年度以降も活用できる継続的かつ恒久的な予算措置を早急に講ずること。
- 2 相談員の専門性や個々の知識・経験に見合った報酬の基準を定め、それに応じた財政措置を継続的に講ずること。また、相談員の担い手不足を解消するため、「消費生活相談員担い手確保事業」を通年で実施する等、必要な取組を行うこと。
- 3 消費生活相談のデジタル化において、地方自治体の実情や意見を踏まえ、地方自治体が持続的・安定的な運用を行うための保守管理費等に必要な財政措置を講ずること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

持続可能な脱炭素社会の実現に向けた指定都市市長会提言

令和6年11月にアゼルバイジャンで開催された国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（COP29）において、日本政府は「NDC実施と透明性向上に向けた共同行動」を発表し、取組の一つとして「ネットゼロ」「サーキュラーエコノミー」「ネイチャーポジティブ」のシナジーアプローチを掲げたところである。

また、地球温暖化対策推進法等において、国は地球温暖化対策に係る全体の枠組みの形成と地球温暖化対策の総合的实施を担い、地方自治体は地域の実情に応じて総合的かつ計画的な施策を実行することが求められている。

こうした中、総人口の2割以上に相当する2千7百万人以上が居住し、産業が集積している指定都市においては、国のイニシアティブの下、全国の市町村の先導的役割を担い、気候変動緩和の取組を進めているところであるが、以下のとおり自治体の財政的負担が大きく、また制度や運用面でも課題がある。

1点目として、脱炭素の推進に当たり交付金制度はあるが、年度間や事業間調整のハードルが高いこと、地域の特性や課題に即した制度となっていないこと、自治体の規模に見合った上限額の設定となっていないことなどがあげられる。

2点目として、水素利活用について、令和6年10月に施行された「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素社会推進法）」に基づき、水素の利活用や社会実装に向けた支援策が講じられているが、水素需要の拡大及び供給における財政上の課題を解消する十分な支援とはなっておらず、さらに水素供給における法規制上の課題もある。

3点目として、脱炭素型ライフスタイルへの転換について、国においては国民の行動変容やライフスタイルの転換を強力に後押しするため「デコ活」を展開しているが、市民や企業への認知度が高まっていない。中でも移動の脱炭素化に向けたC-EVの普及については、導入促進に係る補助金はあるものの車種が少なく、また充電設備についても集合住宅への導入ハードルが高いことなどから普及率が低い状況にある。

4点目として、家電等廃棄物について、国は再資源化を進めるために回収量の増加に向けた取組を求めているが、再資源化に係る自治体の財政的負担が大きいほか、小型充電式電池の回収方法には課題が多い。

5点目として、プラスチック廃棄物の分別収集等について、現状、プラスチック使用製品廃棄物の収集等に対する特別交付税措置があるものの、事業者負担がないため自治体の費用負担が大きいことや、再商品化事業者が少ないことがあげられる。

については、持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組を一層推進するため、

以下のとおり提言する。

1 地域脱炭素推進交付金制度の運用面の改善

(1) 脱炭素先行地域における柔軟な対応と財政措置の拡充

脱炭素先行地域について、資材価格の高騰による事業行程の見直しなど、特に指定都市の規模では影響が大きいことから、当初想定し得ない状況への柔軟な対応ができるよう、交付期間の延長及び年度間や事業間調整をしやすいするなど運用を見直すとともに、脱炭素先行地域づくり事業による交付金活用後も、十分かつ継続的な財政措置を講じること。併せて、国庫債務負担行為の設定や基金での運用を認めるなど自由度の高い交付金制度とすること。さらに、電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロの実現のため、地域内の再エネ発電設備設置が難しく域外から再エネを調達する必要がある場合、従来電力よりも費用が高く導入が進まないことから、財政措置により支援を拡充すること。

(2) 地域脱炭素推進交付金の上限額見直しと地域特有の課題に対する補助率の上乗せ

地域脱炭素推進交付金について、人口や産業が集中する指定都市が地域脱炭素の施策を効果的に展開するには事業規模が必然的に大きくなることから、上限額を引き上げ、自治体の規模に見合った設定へ見直すこと。また、地域特有の課題への補助率を上乗せする等、地域の実情に合った制度とすること。

(3) 重点対策加速化事業の柔軟な対応等と評価事項の見直し

重点対策加速化事業についても、脱炭素先行地域と同様に、柔軟な対応と財政措置の拡充を行うこと。また、評価事項に「財政力指数が低い地方公共団体であること」があげられているが、他都市への波及効果を期待できる指定都市は比較的財政力指数が高く、採択される可能性が低くなることから、この評価事項を見直すこと。

2 水素利活用に向けた支援

水素エネルギーの需給拡大のため、公共部門や産業部門におけるFC商用車両や水素利活用設備の導入に向けた更なる支援及び社会実装に向けた技術開発を進める企業へ幅広い支援を行うとともに、中小企業の水素産業への参入を促進すること。また、水素需要の拡大に不可欠な水素ステーションの事業性確保のため、整備や運営に係る経費に対する継続的かつ十分な支援及び各種規制の緩和を行うこと。

3 脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた支援

脱炭素に向けた国民による行動変容を後押しするため「デコ活」推進活動

を強化するとともに、具体的な行動の一つであるＣＥＶの普及を後押しするため、導入促進に向けた車両開発及び車両の購入、充電設備の導入補助について、制度及び財政措置の充実を図ること。

4 家電等廃棄物のリサイクルシステムの促進に向けた支援

(1) 小型家電の再資源化に向けた財政措置や製造者責任の導入

再資源化に係る自治体の負担に対して国による財政措置や、製造者及び販売者による自主回収を促進させる仕組みの構築等、自治体の状況を踏まえた施策を検討すること。

(2) 家電リサイクルの円滑かつ適正な推進

円滑で適正な家電リサイクルを推進するため、再商品化等に係る費用の徴収方法を販売時費用回収方式（前払方式）又は製品価格への上乗せとすることや、自治体の負担となっている不法投棄家電の収集運搬費用及びリサイクル費用に対する財政措置を講じること。

(3) 小型充電式電池の適正処理に向けた体制確立

拡大生産者責任の観点から、海外製品輸入事業者等のＪＢＲＣへの加入の義務付けや、現状回収対象外となっている破損・膨張等している電池のＪＢＲＣへの受入態勢の整備等、小型充電式電池の確実な回収に向けた措置を講じること。また、小型充電式電池の取外しが容易な製品の製造や内蔵判別用マークの表示等、小型家電の製造者による環境配慮設計の促進を図ること。

5 プラスチック資源の循環体制の推進に向けた支援

(1) 製品プラスチックの再商品化に向けた財政措置の拡大

再商品化に係る経費の増加分に対する特別交付税措置に代わる新たな交付金制度の創設等、十分かつ確実な財政措置を講じること。また、拡大生産者責任の観点から、製造者及び販売者がプラスチックの資源循環に係る費用を拠出する仕組みを導入するなど、安定的かつ効率的な再商品化体制を構築すること。

(2) 再商品化施設の偏在及び不足の解消並びにリサイクルプラスチックの需要拡大のための支援の拡大

安定的かつ効率的な循環体制の推進に当たり、地域によって中間処理業者や再商品化事業者が近隣に存在しないといった課題があることから、全国的にバランスよく立地するよう国による適切な支援を行うこと。また、低コストでより質の高いリサイクル技術を早期に社会実装できるよう技術開発の支援を加速化させ、再商品化事業者の十分な処理能力を確保させることに加えて、製造者による環境配慮設計やリサイクル材の利活用に関する技術開発を推進すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

**人口減少時代を見据えた
多様な大都市制度の早期実現に関する提言**

－日本の未来を拓く、持続可能な社会の実現に向けて－

令和7（2025）年7月

指定都市市長会

はじめに　－提言とりまとめの背景、提言の目的、位置付け－

現在、我が国には、少子高齢化や人口減少、長期にわたる経済の停滞などの深刻な危機が訪れており、将来の見通しが明るいとは言い難い状況にある。こうした課題や頻発する大規模災害によるリスクに対応し、持続可能な発展を遂げるためには、全国の大都市がその力を最大限に発揮し、近隣自治体と連携しながら、圏域及び我が国全体を牽引していかなければならない。

しかしながら、これらの社会課題等への早期の対応の必要性は、国民全体で共有されるまでには至っておらず、将来に向けた大きな制度改革の機運は高まっていない。

こうした状況に対し、我々指定都市市長会は、このままでは我が国は立ち行かなくなるのではないかという強い危機意識を抱いている。

社会システムは、その時代に合ったものでなくてはならない。人口減少時代を見据え、日本の未来を拓き、持続可能な社会を実現するためには、人材不足等の厳しい状況下にある市町村を大都市による水平連携及び都道府県による垂直補完、さらには大都市による水平補完も視野に入れながら、地域の実情に応じて機能的に支えていくことが必要である。そのためには、都道府県、市町村の役割分担を含む行政体制の再整備を行うとともに、長年にわたり変わらない我が国の地方自治制度のあり方を抜本的に見直すことにより、大都市がその役割を十分に果たせる環境を整えることが重要である。

こうした考えのもと、昨年 11 月に「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）」を策定し、国や国会議員、経済界など、幅広い関係者と危機意識を共有しながら、意見交換を重ね、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」において多くの議論を行い、今般、提言をとりまとめた。

本提言は、日本全体の危機的状況を踏まえた大都市の役割の重要性や、特別市制度の創設を含む多様な大都市制度の必要性について、多くの関係者に御理解いただき、大都市制度改革の機運醸成に繋げることを目的に、指定都市市長会として策定し、公表するものである。

指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」

担当市長	福田 紀彦	川崎市長			
副担当市長	山中 竹春	横浜市長	広沢 一郎	名古屋市長	
参加市長	郡 和子	仙台市長	清水 勇人	さいたま市長	
	神谷 俊一	千葉市長	本村 賢太郎	相模原市長	
	難波 喬司	静岡市長	中野 祐介	浜松市長	
	久元 喜造	神戸市長	大森 雅夫	岡山市長	
	松井 一實	広島市長	大西 一史	熊本市長	

1 時代背景と我が国に対する危機意識 –人口減少時代の到来と停滞する日本経済等–

我が国の総人口は平成 20（2008）年をピークに減少局面に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（令和 5 年推計）によると、約 50 年後の 2070 年には現在の 7 割に減少し、65 歳以上人口がおよそ 4 割を占めるとされ、生産年齢人口についても大幅な減少が見込まれている。こうした中、全国の 4 割にあたる 744 自治体が「消滅可能性自治体」にあたるとする人口戦略会議の分析レポートが令和 6（2024）年 4 月に公表されている。

住民ニーズが多様化し、地方自治体が対応すべき課題は増大・複雑化しており、人口減少に伴う労働力の供給制約が深刻になる中、行政サービスについても維持が困難になる恐れがある。また、高度経済成長期に整備された公共施設が一斉に更新時期を迎える中、負担を分かち合う住民が減少していくなど、厳しい未来が予測されている。

さらに、2020 年から 2050 年において人口が増加すると推定されている都道府県は東京都だけとなっており、また、資本金 10 億円以上の企業の半数近くが東京都に所在するなど、東京都への一極集中が課題となっている。こうして進み続ける東京都への一極集中は、人材の過度な偏在や地域格差を増幅することとなり、地域社会、ひいては日本全体の持続可能性への脅威となり得る。加えて、政治や経済など多くの中枢的な機能が東京都に集中していることは、想定される首都直下地震等の大規模災害や新たなパンデミックなどが発生した際には、日本全体の社会経済活動に重大な影響を及ぼしかねない大きなリスクである。

また、我が国の経済状況に目を向けると、名目 GDP で平成 21（2009）年までアメリカに次ぐ世界第 2 位の経済規模であったが、平成 22（2010）年に中国に抜かれ第 3 位となり、令和 5（2023）年にはドイツに抜かれ第 4 位となるなど、我が国の経済は長期にわたり停滞し、国際的地位も低下している。

2 新型コロナウイルス感染症とデジタル化の進展がもたらしたもの

新型コロナウイルス感染症は令和元（2019）年 12 月に発生が確認されて以降、世界中に感染が拡大し、令和 2（2020）年 3 月には世界保健機関（WHO）がパンデミックの状態であると宣言するに至った。我が国においても、令和 2（2020）年 4 月から数度にわたり緊急事態宣言が発出されるなど、未曾有の危機となり、その感染拡大は、人口の過度の集中に伴うリスクや、非常事態における地方自治体による地域の実情に応じた主体的判断の重要性を改めて認識する機会となった。

また、感染拡大のリスクに対応して、テレワークやオンライン会議など、デジタル技術を活用した人との繋がりが、経済、医療、教育をはじめ様々な分野において社会経済活動の継続に大きな効果を発揮し、我が国のデジタル化が一気に推し進められた。

その結果、地域における多様で柔軟な働き方の実現に繋がるとともに、距離や組織等の壁を越えて繋がり合うデジタル社会の可能性が広く認識されることとなった。

また、国においても行財政のあり方を見直し、デジタル技術を最大限に活用して社会変革を実現するため、デジタル行財政改革会議において、「デジタル行財政改革 取りまとめ 2024」が決定されるなど、国を挙げてデジタル行財政改革が進められており、現在の地方自治制度を見直す機会が到来している。

3 今後の地方自治制度に求められること

指定都市市長会では、こうした我が国の状況に強い危機意識を抱いており、この状況乗り越えるためには、時代の要請や地域の実情に応じた行政体制を実現するための地方自治制度の抜本的改革が必要と考える。

(1) 基礎自治体の役割の重要性

住民がより良い行政サービスを受けるためには、今後も「基礎自治体優先の原則」のもと、住民の声を一番身近に聞くことができる基礎自治体ができる限り行政サービスを担い、地域のニーズをしっかりと把握しながら、施策の決定・実施を行うことが重要である。

これまで、地方分権改革や市町村合併の進展等により、都道府県事務の一部を処理する都市が増加し、市町村の規模や権限は拡大してきた一方で、都道府県と市町村の二層制の構造は、基本的には明治以降変わっていない。このため、基礎自治体それぞれの役割を果たし、最大限の力を発揮できるよう、現在の画一的な地方自治制度を見直す必要がある。

また、人口減少等に伴い行政の担い手や専門人材等が不足する中においても基礎自治体が行政サービスを安定的に提供し続けるためには、業務の標準化・効率化を行うとともに、外部資源の積極的な活用や共同利用等を促進するなどの基礎自治体同士を含む多様な主体との連携を更に積極的に進める必要がある。

(2) 広域自治体の役割の変化

都道府県は、市町村を包括する地方自治体として、広域にわたる事務、市町村に関する連絡調整事務及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められる事務を担うこととなっているが、市町村合併や地方分権改革などによる基礎自治体の規模や権限の拡大等に伴い、広域自治体の事務の範囲は変遷してきた経過がある。

こうした中、人口減少等に伴い、行政の担い手や専門人材等が不足することなどにより、これまで市町村が権限移譲を受けてきた事務を都道府県へ返還しようとする動きも見られてきており、将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、都道府県の果たす役割も変化することが予想される。これまでのように、中山間地域などの条件不利地域の小規模市町村の補完・支援を積極的に行うことが求められるだけでなく、これまで市町村が担ってきた役割を広域自治体である都道府県が担うなど、広域自治体における業務や役割を見直していくことも想定しておく必要がある。

また、広域自治体も基礎自治体と同様に、限られたリソースでの行政運営を余儀なくされることを踏まえると、大都市が広域自治体の業務を受け持つなど、大都市と広域自治体が協力しながら、地域全体での最適なリソース配分のあり方を考え、柔軟に対応していくことが求められる。

(3) 効率的かつ効果的な地方行政体制の確立

人口減少時代において、高齢化の進行や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方、地域資源が限られる中で、今後、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供することが困難になると考えられる。

こうした状況において、地方自治体が行政サービスを安定的に提供し続けるためには、これまでの発想を転換し、急速に進展したデジタル化に対応した体制整備や、地域の実情を踏まえた基礎自治体同士の更なる連携、長年にわたり変わらない都道府県と市町村による画一的な二層制からの脱却など、効率的かつ効果的な地方行政体制を確立する必要がある。その際には、人口減少等により厳しい状況下にある市町村を地域の実情に応じて機能的に支えていくことができるよう、大都市による水平連携及び都道府県による垂直補完、さらには大都市による水平補完も視野に入れて対応していくことが重要となる。

(4) 圏域マネジメントの仕組みの構築

人口減少時代における安定的な行政サービスの提供には、地方自治体間の広域連携の仕組みがますます重要となる。

大都市圏では、都道府県を超えた人やモノの活発な移動により複数の都道府県をまたがって生活圈・経済圏を形成しているところがあり、そのような圏域においては、都道府県単位ではなく、圏域で一体的な対応が求められる。

現在の広域連携の取組としては、連携中枢都市圏、定住自立圏などがあり、地方圏では、圏域の形成が進捗し、観光施策や公共施設の共同利用などの比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられているが、今後、更に取組内容を深化させていくとともに、分野も広げていくことが求められる。

三大都市圏では、首都圏における九都県市首脳会議や関西圏における関西広域連合など、都道府県と指定都市が連携した取組が進められているが、大都市圏の広域的な課題を解決し、日本経済を牽引する役割を果たすことで、圏域の更なる成長・発展に繋げていくためには、人口稠密地域における都市圏域の一体性の観点などから、今後も圏域単位で成果をあげていくことが求められる。

以上のことから、将来を見据え、地方自治体間の連携の更なる充実・強化を図り、圏域の発展を促すため、個々の地方自治体の個別最適と地方自治体の連携による圏域の全体最適を持続的に両立できる圏域マネジメントの仕組みを構築することが重要となり、例えば、

大都市の広域連携に関する権限や役割の明確化等の制度改革などを行うことも考えられる。

（５）大都市の役割を最大限発揮できる仕組みの構築

「現場力」と「総合力」を併せ持ち、人口・産業が高度に集積する大都市は、住民に身近な基礎自治体としての役割はもとより、圏域における中枢都市として、また、都市行政を先導する先端都市として重要な役割を担っている。

そのため、地方圏においては大都市が核となり、近隣自治体との連携の中心的役割を果たし、三大都市圏においては都市圏域の一体性の観点から、水平的・相互補完的、双務的な役割分担のもと、大都市が中心となり、都市課題へ迅速に対応を行うことが求められている。

急速に人口減少等が進む時代の危機を乗り越え、我が国が更なる成長を実現するためには、大都市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用し、地域や圏域の状況に応じ、大都市が中心となって圏域全体の活性化を促す必要がある。

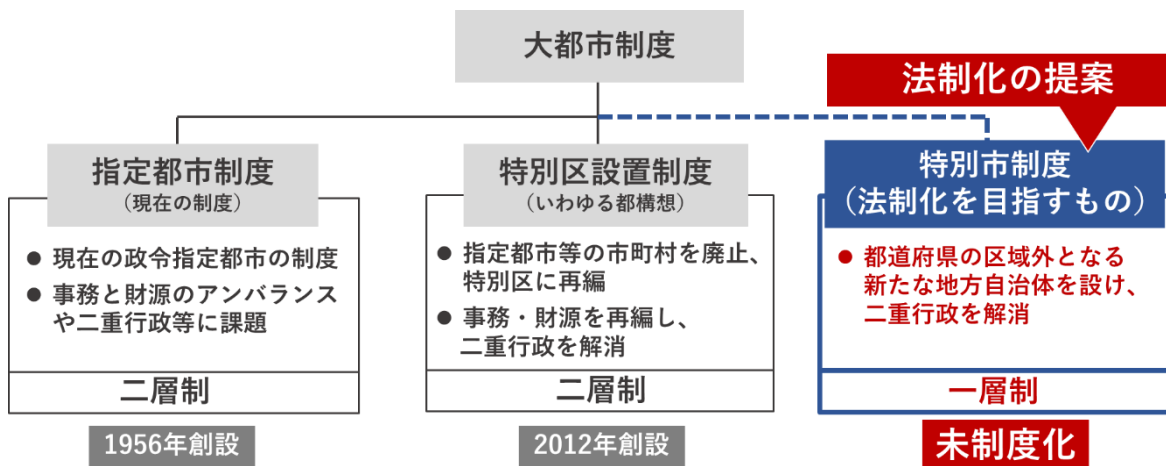
また、世界に目を向けると、自立性の高い大都市がスタートアップ企業の集積等を戦略的に行うなど、その特性を活かして競い合うことなどにより、大都市を中心とした強い経済圏が確立している事例も見られており、我が国においても、大都市がより強く圏域を牽引する仕組みを構築する必要がある。

一方、指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や道府県との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を有しているが、現在の大都市制度は、昭和 31(1956)年に創設された指定都市制度と、平成 24(2012)年に創設された特別区設置制度しか存在せず、地域の状況によっては、これらの制度のみでは現状の都市課題に対し、十分な対応が図れないなどの課題が生じている。そうした状況に対応するため、指定都市が、地域の実情に応じてその役割を最大限果たすことができる制度を選択できるよう、新たな大都市制度を早期に創設することが必要である。

4 多様な大都市制度の早期実現に向けて ―新たな大都市制度「特別市」の提案―

人口減少時代を見据え、日本の未来を拓き、持続可能な社会や我が国全体の成長に繋がる地方自治制度の再構築を図る仕組みの一つとして、地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、新たな大都市制度「特別市」の早期法制化を提案する。

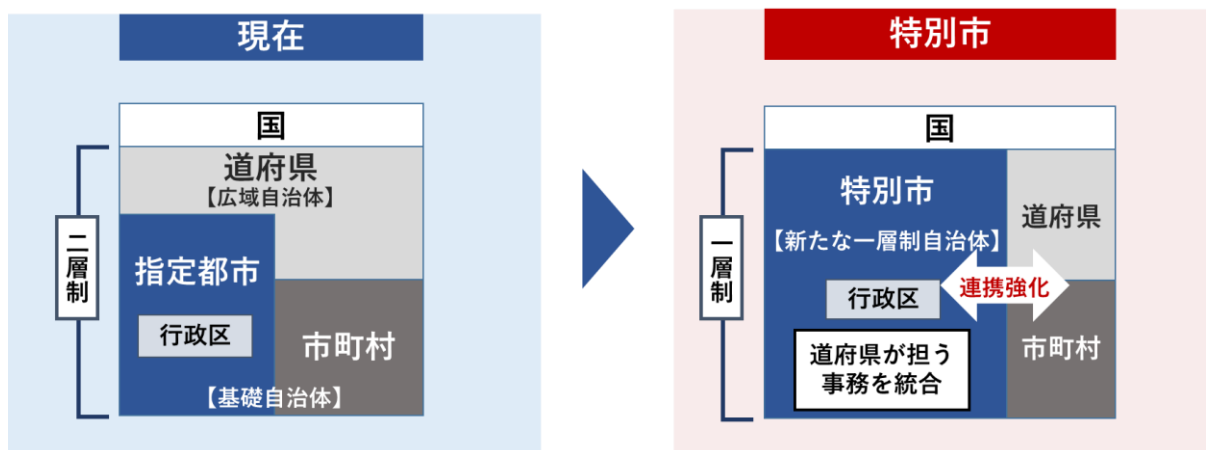
<現在の大都市制度>



(1) 新たな大都市制度「特別市」について

特別市は、現在、道府県が指定都市の市域において実施している広域自治体の事務と、基礎自治体として市が担っている事務を統合し、住民に身近な基礎自治体が一元的に担うことで、効率的かつ機動的な都市経営の実現を可能とする新たな地方自治の仕組みであり、広域自治体に包含されない一層制の地方自治体である。

<特別市制度の概要>



(2) 特別市の果たすべき責務

特別市は、市域内の地方税の全てを賦課徴収するとともに、一元的な行政権限を有し、我が国の危機的な状況が見込まれる中、行政サービスの充実や都市の成長による成果を、市民はもとより、近隣自治体も含めた圏域、日本全体に還元していく責務を有する。

(3) 特別市の果たす主な役割

特別市は、主に次のような役割を果たすことが可能となる。

【市民】

市域内の行政事務を一元的に担い、効率的な行政サービスの提供や積極的な施策展開を行う。

【都道府県、近隣自治体、圏域】

都道府県及び近隣自治体等との水平的・対等な連携協力関係の中心となって取組を強化するとともに、大都市圏域の形成を行い、ネットワークの中心的役割を担うなど、圏域マネジメントを行う。

【グローバル】

世界の一国の国内総生産と同等の経済力を有し、諸外国の大都市とグローバルな競争と共存の関係を築くことで、我が国経済を牽引する。

【日本全体】

これらの役割を果たす特別市が日本各地で活躍することで、日本全体の牽引・エンジン役となる。

(4) 道府県との役割分担や連携による持続可能な行政サービスの提供

特別市は、大都市としての豊富な地域資源等を積極的に活用し、基礎自治体同士の水平連携の中心的役割を果たす。そのため、広域自治体においては、特別市を中心とした圏域内の行政を特別市による水平連携にゆだね、基礎自治体同士の広域連携が困難な地域の垂直補完にそのリソースを重点化することができる。

道府県と特別市が役割分担を行い、特別市による水平連携及び道府県による垂直補完、さらには特別市による水平補完も視野に入れながら、それぞれの役割に注力し、人口減少等により厳しい状況下にある市町村を地域の実情に応じて機能的に支えていくことで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供に繋がる。

また、人口減少時代を背景として、地方自治体間の広域連携がこれまで以上に重視される中、広域連携を促進する仕組みとして、特別市と都道府県が水平連携により共同で事務処理を行う仕組みや、特別市を中心とした広域連携の仕組みの構築など、大胆な制度改革も視野に入れた制度設計も求められる。

(5) 特別市がもたらす効果　－人口減少時代に対応するための大都市の姿－

特別市は、道府県との二重行政の解消や、市域内の基礎自治体と広域自治体の権限と財源を統一することにより、市民サービスの向上はもとより、大都市を中心とした地方自治体間の連携強化による圏域の発展に寄与する。また、魅力あるまちづくりにより、海外から企業や人、投資を呼び込むことで、日本の国際競争力の強化にも繋がるものである。

そして、そうした特別市及び特別市を中心とした圏域が複数形成されることで、その効果が日本全体に広がり、多極分散型の持続可能な社会を実現し、東京一極集中により生じる課題の解決にも寄与する。

【市民】

市域内の行政サービスを一元的に担い効果的な施策を展開することで、次の効果が期待できる。

- ・市域内における投資還元や手続きの迅速化による好循環が生み出す「魅力的な発展を続けるまちづくり」
- ・災害対策や感染症対策への迅速・的確な対応など「強靱で安全・安心なまちづくり」
- ・施策の自由度向上や情報の一元化など「市民生活が充実し、利便性も向上するまちづくり」

【都道府県、近隣自治体、圏域】

特別市が圏域の核となり、行政課題に応じて圏域を柔軟に設定し、都道府県や近隣自治体等との連携によって、圏域をマネジメントし、維持・活性化を果たす。

また、外部資源の活用や共同利用等の連携を力強く進めることができるとともに、都道府県との役割分担のもと、厳しい状況下にある市町村に対し、特別市による水平連携及び都道府県による垂直補完、さらには、特別市による水平補完も視野に入れることで、より複層的な支援を行うことが期待できる。

地方圏や三大都市圏など、地域の特性に応じた大都市の役割を発揮することも可能となるため、特別市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用しながら、積極的な投資を行うことで、圏域・地域の活性化が促進される。

【グローバル】

日本の大都市として十分な活力を備え、地域の特徴・強みを活かした分野において諸外国の大都市とグローバルな競争と共存の関係を築くことで、海外からも企業や人、投資を呼び込み、都市ブランドの向上、先端都市としての行政課題解決の実証フィールドとしての魅力向上、さらには、強い経済圏の確立などの効果が見込める。

【日本全体】

日本を牽引する特別市が我が国に複数誕生することにより、東京一極集中の課題解決にも寄与しながら、多極分散型社会を実現する効果が期待できる。

おわりに

人口減少の時代に突入した我が国は、これまでの人口増加を前提とした社会システムのままでは立ち行かなくなる危機的状況にあることには間違いがなく、その脅威は今後更に増していくことが見込まれている。

こうしたことを踏まえれば、課題が顕在化し、立ち行かなくなってから対応するのでは遅く、現時点からその危機を真正面から見据え、未来を想定した対応を始めなければならない。

一方、新型コロナウイルス感染症を契機としたデジタル化の進展は、これまでの価値観を大きく変革するパラダイムシフトとなり、国においても、デジタル行財政改革により社会変革を実現することを目指すなど、現在の地方自治制度を見直す絶好の機会となっている。

また、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、災害救助法改正の背景もあり、都道府県とともに指定都市が直接、被災地支援の初動対応や復旧・復興に大きな役割を果たしていることや、アメリカ、ドイツ、韓国などの海外において、大都市が広域自治体の区域外となることで一元的に都市経営を行う大都市制度が存在し、こうした大都市が国の経済を牽引している事実にも注目する必要がある。

こうした中、国では、昨年「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」及び「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」を設置し、特別市をはじめとする大都市制度のあり方等についても議論がなされたところであり、我が国の未来を拓くための大きな一歩を踏み出した。

急速に進む人口減少等を乗り越え、持続可能な社会と我が国の更なる成長を実現するためには、国家戦略として多極分散型社会の実現を目指し、我が国の地方自治制度のあり方や、指定都市市長会がこれまで繰り返し要請・提言を行っている特別市を含む多様な大都市制度のあり方について、国や国会議員、経済界なども含め、我が国が一体となった議論を行っていかなければならない。

特別市を含む多様な大都市制度の実現は、我が国の成長戦略の柱、地方創生の切り札になるものと確信している。現在の地方自治の仕組みでは、新たな時代への対応が十分でないことを強く認識するとともに、今ここにある危機への対応こそが我が国の新たな発展のチャンスと捉え、本提言を十分に踏まえた議論が多くの関係者において進められることを期待する。

次期地方制度調査会における調査審議に関する 指定都市市長会要請

現在、我が国には、急速に進む人口減少や長期の経済停滞等の深刻な危機が訪れており、高齢化の進行や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方、地域資源が限られる中で、今後、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供することが困難になると考えられている。

こうした状況において、持続可能な社会と我が国の更なる成長を実現するためには、長年にわたり変わらない都道府県と市町村による画一的な二層制からの脱却など、効率的かつ効果的な地方行政体制を確立するとともに、国家戦略として多極分散型社会の実現を目指し、大都市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用し、大都市が中心となって圏域全体を活性化していくなど、我が国の地方自治制度のあり方を抜本的に見直すことにより、日本を牽引する大都市が、その役割を十分に果たすことができる環境を整えることが重要である。

我が国の大都市制度は、平成 25 年に「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行された一方で、従来から指定都市市長会が提案している「特別市」制度に関しては、第 30 次地方制度調査会答申で検討の意義が認められたものの、未だ法的整備はされていない。

指定都市市長会が提案している「特別市」は、我が国の危機的な状況が見込まれる中、行政サービスの充実や都市の成長による成果を、市民はもとより、周辺自治体も含めた圏域、日本全体に還元していく責務を有するものとしており、急速に進む人口減少等を乗り越え、持続可能な社会と我が国の更なる成長を実現するためには、「特別市」制度の創設を含めた多様な大都市制度のあり方について、今こそ、国において十分な議論が行われるべきである。

こうした中、国は、「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」及び「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」を設置し、「特別市」をはじめとする大都市制度等について議論を行ってきたところであるが、将来を見据え、我が国の地方行財政制度を持続可能なものとしていくためには、その議論を次期地方制度調査会の調査審議に繋げ、「特別市」の法制化に向けた議論を加速させることにより、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現させる必要がある。

ついては、持続可能な社会や我が国全体の成長に繋がる地方自治制度の再構築を図り、地方自治体が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、下記のとおり要請する。

記

- 1 我が国を取り巻く危機的な状況と将来をしっかりと見据え、これまでの国の研究会やワーキンググループでの議論も踏まえ、次期地方制度調査会に「特別市」の法制化を含めた大都市制度のあり方の調査審議を諮問し、議論を進めること。
- 2 次期地方制度調査会に向けた検討を進める際には、現場の実情を知る指定都市に対して、あらかじめ十分な意見聴取を行うこと。

令和 年 月 日
指定都市市長会

乳児等通園支援事業の円滑な推進に向けた指定都市市長会要請

令和6年の出生数が初めて70万人を下回り、合計特殊出生率も1.15といずれも統計開始以来過去最低を更新し、加速する少子化に歯止めがかからない状況が続いている。

乳児等通園支援事業は、次元の異なる少子化対策の実現に向けて令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するという趣旨で、令和6年度に試行的事業（こども誰でも通園制度）として開始され、令和7年度には子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化された。また、試行的事業について国における検証結果の提供がない中、令和8年度からは同法に基づき、新たな支援給付として全国の地方自治体で実施される予定である。

そこで、乳児等通園支援事業の円滑な推進に向けて、指定都市市長会として以下のとおり要請するものである。

1 制度設計及び地方自治体への速やかな詳細の提示等について

本制度は試行的事業から法定制度となり、さらに給付化され、年度ごとに制度が変わる中で地方自治体はその対応に追われる状況にある。実際に令和7年度の事業開始にあたっては、国の設備運営基準等の提示が1月中旬であったことや、国が整備した「こども誰でも通園制度総合支援システム」の供用開始が4月1日であったことなどから、非常に限られた期間での条例等の整備や実施の準備が大きな事務負担となったところである。

また、試行的事業を実施する中で、本事業と一時預かり事業との関係性については、利用者・事業者いずれの立場から見ても、「こどもを預ける・預かる」という点で差異はなく、同じ家庭が両事業を利用する場合もある中で、利用手続、利用時間、利用料金等が異なることにより、混乱や手間が生じているほか、独立行政法人日本スポーツ振興センターの傷害保険制度では、通常保育の在園児のみが対象となるなど、本事業実施に付随した周辺制度との調整や整備が不十分な状況にあることが散見される。さらに、令和6年12月に行われた「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」においては、利用可能時間や給付化に伴う公定価格の設定、一時預かり事業との関係性など、引き続き、地方自治体と意見交換や議論を重ねながら検討していくべきとされていたところである。これらを踏まえ、本来であれば国において試行的事業を通じて把握された本事業の効果や課題を十分にしん酌するとともに、地方自治体と意見交換を重ねながら、それらを制度設計に的確に反映させることが求められる。

令和8年度当初から、給付制度として実施する事がすでに決定されており、利用者が一定の権利を有することを踏まえると、年度当初からの利用開始に向けた準備が必要となる。そのためには、令和7年度中から利用者への十分な周知をしたうえで、申請受付を開始し、認定を行うことが必要不可欠であり、すでに地方自治体における準備行為に向け制度の具体的な情報を必要とする段階にある。

については、制度設計及び地方自治体への速やかな詳細の提示等について、次のこ

とを要請する。

- (1) 給付制度化にあたり、制度創設の趣旨に沿って、指定都市の意見も踏まえながら、市民の利便性向上や実施施設の安定的な運営、傷害保険制度の整備等による安全性の向上に資する制度設計を進めること。また、国において本事業と一時預かり事業との棲み分けを明確化し、整合性を図った上で、事業者や利用者への理解を促す資料の作成等、事業の類似性による現場の混乱を防ぐ取組を行うこと。
- (2) 地方自治体における予算編成への反映や無理のない期間での条例等の整備、事業者及び利用者の手続きに向けた周知期間の確保ができるよう、速やかに制度の検討状況を示し、給付認定制度の詳細に関する情報提供を行うこと。

2 「こども誰でも通園制度総合支援システム」について

「こども誰でも通園制度総合支援システム」については、令和8年度から全国の地方自治体が利用することを国が想定しているが、制度の円滑な利用に加えてコストや運用の効率化を図るためには、本システムにおいて給付認定から利用に関する情報管理までを一体的に行うことが合理的である。そのためには「住民記録システム」や「子ども・子育て支援システム」と紐づいた給付認定データを活用することが不可欠であるが、現状において、これらのシステムとの連携が取れない状況にあり、先行する自治体情報システムの標準化の動きへの対応も未定である。

また、現状本システムには、給付認定機能が搭載されておらず、各地方自治体が独自に給付認定事務を行い、認定結果を本システムに反映させる手間が生じることとなるが、次年度に向けた給付認定機能の搭載についても明言されていない。その他にも、システムの操作方法について利用者や事業者から、地方自治体に対して多くの質問が寄せられているが、地方自治体のアカウントでは、利用者や事業者が入力している画面を確認することができず、対応に苦慮している。さらに、事業者が利用者の減免事由等の必要な情報を確認することができないなど、システムの使い勝手についての不満の声も届いているところである。

については、「こども誰でも通園制度総合支援システム」について、次のことを要請する。

- (1) 令和8年度から始まる給付認定業務に向けて、「こども誰でも通園制度総合支援システム」について、国の自治体情報システムの標準化の対象となっている「子ども・子育て支援システム」や「住民記録システム」と安全にデータ連携できる機能を実装すること。また、「子ども・子育て支援システム」の標準仕様書に乳児等支援給付認定事務を含めるなど、自治体情報システムの標準化の取組との整合性を図ること。
- (2) システム全体について、利用者や事業者及び地方自治体の意見を可能な限り反映したうえで、ユーザビリティに配慮した改修を行うこと。そのうえで、国においてマニュアルの改訂や研修動画等の作成、ヘルプデスクの整備など、利用者や事業者へのサポート体制を整えること。

3 給付費の拡充及び人材確保について

継続的かつ安定的な事業の実施に向けては、一般型を含めた実施施設の拡充が不可欠である中、制度上、一般型については保育士等の専従を要件とするほか、低年齢児を対象とした事業であるため、現場では突発対応に備え、経験豊富な保育士を配置せざるを得ない状況にある。そのため、実施施設からは、令和7年度に増額された900円から1,300円の年齢別の補助単価ではいまだ不十分であり、利用実績にかかわらず運営費として一定額が補助される「基礎的な給付」が必要との意見があり、本事業の実施に消極的な施設も多い。

また、現状においても保育人材が不足し、各地方自治体が対応に苦慮している中、令和8年度から全自治体で本事業を実施することにより、更なる人材の確保に窮することが予想される。その他、恒常的に計上される経費である賃借料に対する補助についても、補助の条件を限定することにより実施施設数の増加を図る上で支障をきたさないよう、安定的に継続して補助を受けられる制度とすることが求められる。については、給付費の拡充及び人材確保について、次のことを要請する。

- (1) より多くの事業者が財政面での負担を懸念せず、継続的かつ安定的な事業の実施ができるよう、一般型と余裕活用型の制度の違いを踏まえたうえで、単価の増額のほか「基礎的な給付」を追加するなど、利用者が少ない場合であっても、人件費等が補償される制度への変更や継続的な賃借料相当額の給付を行うこと。
- (2) 保育人材の着実な確保や定着が図られるための財政支援等を行うこと。

4 利用時間等の拡充について

利用時間については、補助基準上の上限時間は、全国一律、こども一人あたり月10時間とされているが、こどもの成長や保護者への継続的支援には明らかに不十分であり、事業者や利用者からも10時間では不足するという声が寄せられている。各地方自治体の実情に応じて、国の上限時間を超えて実施することは可能とされているものの、超過分については乳児等通園支援事業の交付金の対象外とされている。

また、利用者の対象年齢については、児童福祉法において上限が満3歳未満とされているが、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を用意する」との趣旨を踏まえると、園との継続的な「つながり」が重要であり、満3歳以上を含めることの意義は深い。

については、利用時間等の拡充について、次のことを要請する。

- (1) こどもの成長や保護者への継続的な支援により有効な制度となるよう、こどもや保護者にとって適切な利用時間や対象年齢を検証した上で、補助基準上の上限時間や対象年齢の拡充を検討すること。

令和 年 月 日
指 定 都 市 市 長 会

障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関する指定都市市長会提言

障害福祉サービスの費用は、1／2を国が負担することが義務化されているが、訪問系サービスにのみ、明確な理由がないまま、法の趣旨を逸脱し、政令により国の負担範囲を狭く限定している。これにより、特に指定都市では、多額の超過負担（指定都市の総額は令和4年度実績で241億円、令和5年度実績で298億円）が生じており、制度の適切な運用がなされていない状況である。

そのため、指定都市市長会では、令和5年6月30日、令和6年6月6日「障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関する指定都市市長会提言」において、障害福祉サービスにおける居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスに係る国庫負担基準の見直し等、市町村の超過負担の解消に向けた適切な財政措置が行われるよう、再三にわたり提言してきたところである。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、国庫負担基準の見直しにより一定の改善はなされたものの、居宅介護において追加された介護保険対象者（障害支援区分5、6）の基準は、介護保険非対象者の基準の5～6％程度と不十分であり、障害支援区分1～4については引き続き対象外である。また、重度訪問介護に係る介護保険対象者（障害支援区分4～6）の基準において、最重度の障害支援区分6の単価が引き上げられたものの、障害支援区分4、5は引き下げとなり、依然として、介護保険対象者の基準は介護保険非対象者の1／3～1／2程度にとどまり、全体の国庫負担基準の引き上げ幅も低いことから、抜本的な改善には至っていない。

加えて、サービス報酬及び国庫負担基準は原則3年に一度改正されているが、令和4年10月に実施された臨時の処遇改善の際には、サービス報酬のみが改定され、国庫負担基準は改定されず、指定都市の超過負担拡大の要因となっている。今後、賃上げ推進の観点から、臨時の処遇改善が行われた場合に超過負担はさらに拡大していくものと想定される。

また、厚生労働省は入所・入院されている方の地域生活への移行を推進しているが、現行の仕組みのまま地域移行を進めることは、構造上、ますます市町村の超過負担を増加させることになる。特に、在宅で24時間365日支援を要する重度訪問介護利用者のサービス利用実態と国庫負担基準が著しく乖離していることが明らかとなっており、早急な制度改正が必要である。

このため、今後も、障害の重度化や高齢化の進展、地域移行の推進により、障害福祉サービスの伸びが見込まれる中で制度の持続可能性を確保していくため、指定都市市長会として、下記のとおり提言する。

記

- 1 居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、他の障害福祉サービスと同様に、市町村が決定した実際の給付額の総額を算定基礎に、国が1／2の財政負担を行うこと。
- 2 上記の改正が実現されるまでの措置として、速やかに以下の措置を講ずること。
 - (1) 居宅介護の介護保険対象者の国庫負担基準単位について、障害支援区分5、6

の単位数を引き上げるとともに、障害支援区分１～４についても国庫負担の対象として、基準を設けること。

- (2) 介護保険対象者に加え、介護保険非対象者の重度訪問介護利用に係る障害福祉サービスの国庫負担基準について、実態に応じて引き上げること。

特に、２４時間３６５日支援を要する重度訪問介護利用者に係る障害福祉サービスの国庫負担基準を更に引き上げること。

- (3) 処遇改善等によりサービス報酬を改定する場合は、その都度、国庫負担基準に反映すること。

令和 年 月 日
指 定 都 市 市 長 会

都市再生の推進に関する指定都市市長会要請

平成14年の都市再生特別措置法施行以来、各種都市再生制度が運用され、全国各地で都市再生が進められることにより、圏域の中核や地域の拠点として必要となる都市機能の集積や都市基盤の整備が図られてきた。

一方で、新型コロナウイルス感染症に続き、資材価格やエネルギー価格の高騰など、変化し続ける経済社会情勢に対応した都市再生を推進することにより、都市の活力を取り戻し、魅力にあふれ、暮らしやすい持続可能な街を将来世代にも引き継いでいくことが求められている。

各自治体が抱える重要な都市開発プロジェクトの推進のためには、時代のニーズに即した民間開発等の呼び込みや民間事業者との連携が欠かせず、都市の成長や安定的な事業推進に資する支援が、今後も極めて有効であると考えられる。

また、広域ネットワークの形成に係る都市基盤整備については、地方だけでなくどまらない広域のプロジェクトとして国と地方が連携して進める必要がある。

については、都市再生の推進に向けて、下記のとおり要請する。

記

（都市再生促進税制の特例措置の確実な延長・拡充）

- 1 建築費の高騰等、事業環境の悪化により、中止・延期に追い込まれる都市開発プロジェクトが出ている中で、我が国の経済のエンジンである都市再生を引き続き確実に促進していくためにも、令和8年3月31日までとなっている都市再生促進税制について、税率等を縮減することなく、特例措置期限を令和8年4月以降も確実に延長すること。

その際、働き方改革等により工期が延長している現下の状況も踏まえ、特例措置の内容についても確実に拡充すること。

（ウォーカブル推進税制の特例措置の確実な延長・拡充）

- 2 一体型滞在快適性等向上事業により整備した土地・償却資産又は家屋に対する税制特例（ウォーカブル推進税制）については、コロナ禍を契機として官民所有のパブリックスペースの更なる利活用が求められていることから、税率等を縮減することなく、令和8年3月31日までとなっている特例措置期限を令和8年4月以降も確実に延長すること。

その際、「行きたくなる」「過ごしたくなる」といった視点をより一層重視したウォーカブル施策の必要性が高まっていることを踏まえ、特例措置の内容についても確実に拡充すること。

(都市再生プロジェクトの持続可能性向上に対する制度や支援の充実)

- 3 人口減少の本格化や建築費の高止まり等、都市再生を巡る事業環境が更に厳しさを増す中、民間事業者が都市開発プロジェクトへの投資を安心して行える環境を整えるため、令和9年3月31日までとなっている民間都市再生事業計画の認定申請の期限について、期限終了を待つことなく、前倒しで延長すること。

また、都市再生プロジェクトの公共貢献として評価され、整備される公共公益施設について、その効果を適切に発揮し、持続的なエリア価値の向上に繋げるためには、高質な管理運営を行う必要があることから、官民の役割分担を含む管理運営体制の確保やエリアマネジメントの人材・財源の確保を促進する制度や財政・金融支援を強化すること。

(国際競争力強化・イノベーション創出に対する支援)

- 4 我が国の活力の源泉である都市の国際競争力強化を図るため、空港アクセスの整備やターミナル駅の機能強化などの長期的かつ広域的なプロジェクトを対象とする国際競争拠点都市整備事業等については、十分な財源を確保するとともに、事業の進捗に合わせた機動的な財政支援を実施すること。

また、イノベーションの創出に向けた財政・金融支援を実施すること。

(地域資源の活用等による都市再生に対する制度や支援の充実)

- 5 成熟社会において都市再生を推進していくためには、各都市固有の魅力を高めることがこれまで以上に重要であることから、歴史・文化・景観等の都市固有の地域資源を掘り起こし、その保全や活用を促進する制度や財政・金融支援を強化すること。

(市街地再開発事業に対する支援)

- 6 市街地再開発事業のプロジェクトは都市の再生に重要かつ効果的な事業であることから、工事費等の建築費が高騰する状況下においても事業を推進することができるよう、それらを支援する十分な財源の確保や事業の進捗に合わせた機動的な財政支援を実施すること。

また、市街地再開発事業に関する税制特例（特定の事業用資産の買換特例及び第一種市街地再開発事業の施行者に土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）について、特例措置期限を確実に延長すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

医療的ケアが必要な方や強度行動障害を有する方の家族の支援に関する 指定都市市長会提言

令和7年1月、医療的ケアが必要な障害児の人工呼吸器を外し死亡させた容疑で母親が逮捕されるという事件が発生した。

このような事件は決して許されることではないが、事件の一因には、常に目を離すことができない重度の医療的ケア児・者を日常的に介護する家族がまとまった休息が取れないなど過酷な環境に置かれている状況がある。家族のレスパイトを確保し、負担を軽減するとともに、就労等の社会参加を支えるためには、現在利用できるサービスのみでは不足していることから、その充実が喫緊の課題となっている。

また、強度行動障害を有する方においても、頻回な自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす場合の適切な支援が難しく、施設入所支援や生活介護などの障害福祉サービス事業の受入を断られる場合もあり、家族が一手に介護を担い、疲弊している状況がある。

さらに、現行サービスの報酬基準では施設等において支援に必要な人員を配置することが困難な状況のため、十分な支援が行き届かない方に関してより手厚く継続的な支援を行うため、指定都市市長会として、下記のとおり提言する。

記

- 1 医療的ケア児等総合支援事業について、家族の在宅レスパイトの時間が十分に確保できるよう、補助を大幅に拡充するとともに、18歳到達以降も切れ目のない支援が受けられるよう、関係省庁が連携し、適切な補助メニューを創設すること。特に頻繁なケアが必要な重度の医療的ケア児・者については、十分な支援を受けることができるよう特段の措置を行うこと。
- 2 医療的ケア児・者が多い指定都市においても、医療的ケア児・者への相談支援体制を充実できるよう、医療的ケア児等コーディネーターを配置した場合等、業務内容に応じ補助水準を都道府県と同等とするなど、支援の拡充を図ること。
- 3 医療型短期入所を増やし、安定的に利用者を受け入れられるようにするため、基本報酬や加算等を見直し、事業所収入を入院と同等以上にするなどのインセンティブを設けること。
特に重度の医療的ケア児・者を受け入れるためには、専門性の高い病院等が運営することが必要であり、それに見合う報酬とするなど必要な財源措置を講ずること。また、送迎に係る補助に加え、医療型短期入所事業所として日中活動の充実を図るために、人員体制を強化できるような対応を図ること。
- 4 生活介護は、放課後等デイサービスと同様に医療的ケア区分を設けるなどして、重度の医療的ケア者の支援に見合う報酬へ増額すること。
- 5 生活介護や共同生活援助など強度行動障害を有する方が利用する事業所では、当該利用者に自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動がある場合、職員1人または複数人での支援が必要となることから、その支援を評価する報酬体系とすること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

体育館空調設備に係る空調設備整備臨時特例交付金の拡充及び 緊急防災・減災事業債の延長等に関する指定都市市長会要請

学校施設は、昭和 40 年代から 50 年代に多く建設され、老朽化が進んでいる。

こどもたちの安全で良好な教育環境を確保するためには、長寿命化計画に基づく計画的・長期的な更新・維持管理を進める必要があるが、対象施設が多くあることから、老朽化対策に必要な財源確保が課題となっている。

また、気候変動に伴う近年の夏の猛暑により、体育館での活動に際して熱中症などの健康被害を引き起こす恐れは益々高まっており、こどもたちの安全な教育環境の確保が急務となっている。

さらに、令和 6 年能登半島地震は多くの人命や家屋、ライフライン等に甚大な被害をもたらした。この地震により、多くの被災者が長期に亘る避難を余儀なくされ、学校を含む避難所の環境整備や避難者の健康維持が大きな課題となった。これらのことから、体育館空調設備の整備についても先送りの出来ない重要な課題となっている。

国においては、令和 17 年度までに体育館空調設備設置率 95%とする目標を掲げ、令和 6 年 12 月、新たに空調設備整備臨時特例交付金（以下「臨時特例交付金」という。）を創設し補助単価を従来の約 1.5 倍に引き上げたものの、停電時にも稼働する空調設備の実勢単価とは、依然として乖離しているなど、体育館空調設備の整備を進める上で財源確保が重要な課題となっている。

多くの学校施設を有する指定都市が、今後、体育館空調設備の設置率向上に向け、取組を更に加速させていくにあたり、以下の事項について早急に実施するよう要請する。

- 1 学校施設の適切な維持管理の観点から、老朽化対策に必要な財源については総額を確保した上で、臨時特例交付金について、更なる補助単価や対象工事費上限額の引上げを行うなど、一層の制度拡充を図ること。
- 2 臨時特例交付金については、空調設備設置や断熱性確保に係る事業量が膨大であり、事業者の確保や自治体の財政状況などの観点から、令和 15 年度までの時限措置の撤廃を図ること。
- 3 リースを活用した空調設備整備や移動式エアコンなどの備品購入も臨時特例交付金の対象にするなど、制度の充実を図ること。
- 4 緊急防災・減災事業債は、令和 7 年度までの時限措置とされているが、大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備を迅速かつ継続的に進めるために重要な財源であり、避難所となる体育館の空調設備整備を進めるためにも活用されていることから、次年度以降も延長し、さらには恒久的な措置とするなど、制度の充実を図ること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

迅速な給付の実現に向けた指定都市市長会緊急要請

これまで、全国の市区町村では、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策として、令和2年度の特別定額給付金をはじめ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の国の給付金事業に繰り返し対応してきた。

市区町村では、多くの地域課題に向き合う中、こうした給付金業務に人員を割かざるを得ない状況が長期に渡って続いており、極めて大きな負担が生じている。

エネルギー・食料品価格等の上昇が続く中、今般の米国の関税措置等が我が国に与える影響が不透明であることから、市民生活を守り抜くための物価高対策が急がれるところではあるが、給付金事業については、実施の都度、システム改修や申請・給付手続、コールセンターの設置等を全国の市区町村が個別に実施するという著しく非効率な状況であり、また、民法上、受領の意思確認が必要となるなど、特に、人口規模の大きい指定都市においては、極めて過大な負担となっている。

指定都市市長会としては、これまで、国が一元的な給付制度を創設した上で、自らの責任で給付事務を実施することについて強く求めてきた。国においては、給付金の支給等の迅速かつ確実な実施を図るため、公金受取口座登録制度の創設など、一元的給付が可能となる環境を整えてきたが、これまでの全国一律の給付金事業において、こうした環境が十分に活用されないまま非効率な運用となっている。

今後の給付事務においては、国が一元的に実施することで、全国の事務の効率化が図られるとともに、市区町村は、限られた行政資源を地域の実情に沿った真に必要な市民サービスに集中することができる。

については、下記のとおり緊急要請し、その実現を強く求める。

記

- 1 今後、全国的な給付事業を実施する場合においては、迅速かつ公平な給付と、国全体での行政事務の最適化・効率化を確実に実現するため、国が一元的に給付事務の仕組みを構築した上で、実施主体となり、自らの責任において実施すること。
- 2 上記の実施にあたっては、特に、以下の事項について確実に対応すること。
 - (1) 給付に際しては公金受取口座を活用するとともに、当該給付について法的整理を行うことで、民法上の贈与契約で必要な受領の意思確認を不要とすること。
 - (2) 公金受取口座を登録していない場合についても、国が責任をもって給付事務を行うこと。
 - (3) 非課税世帯への給付についても、国において実施できるよう、個人情報への取り扱いなど、早急に法整備も含め必要な制度設計を行うこと。

令和 年 月 日
指定都市市長会